

近年のイタリア憲法裁判所の 動向に関する一考察

芦 田 淳*

目 次

はじめに

I 概 観

- 1 従来の動向
- 2 人的・制度的特徴——積極性の背景
- 3 90年代以降の動向

II 近年の具体的事例

- 1 両院選挙法をめぐる議会との関係
 - (1) 前 提
 - (2) 2014年憲法裁判決第1号
 - (3) 議会の対応
 - (4) 2017年憲法裁判決第35号
- 2 破棄院等との関係
 - (1) 概 観
 - (2) 破棄院の立場
 - (3) 憲法裁判決遵守の「揺らぎ」
- 3 EU 司法裁判所との関係
 - (1) EU 司法裁判所への先決裁定請求
 - (2) 二重の先決問題への対応

おわりに

* あしだ・じゅん 国立国会図書館調査及び立法考査局海外立法情報課主査

はじめに

本稿ではまず、イタリア憲法裁判所の設置から現在に至る動向と、その積極的な活動の背景となっている人的・制度的特徴について概観する。続いて、近年の注目される判決等の検討を通じて、憲法裁判所の活動の特色とともに、憲法裁判所と議会、国内の他の裁判所、EU司法裁判所との関係の一端について論じるものである。

I 概 観

1 従来の動向

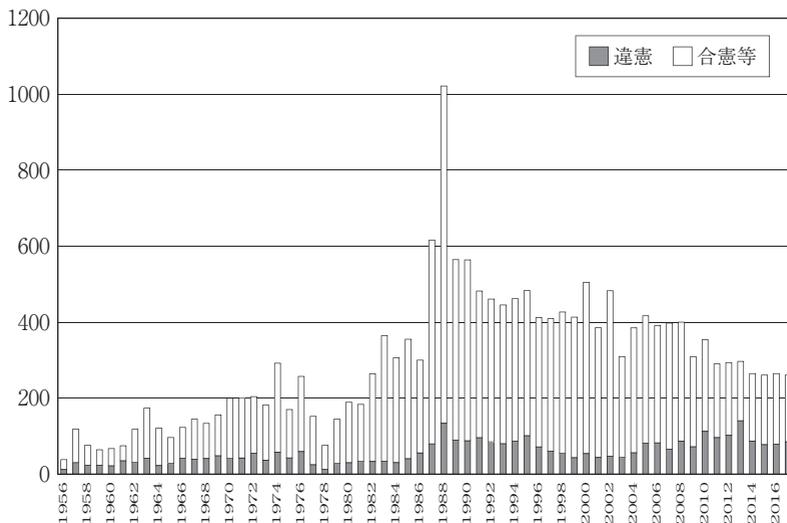
イタリアでは、共和国憲法(1948年施行)が憲法裁判所型の違憲審査制を採用し、憲法裁判所の設置は1956年と遅れたものの、前提問題型審査と主要問題型審査双方の実施が認められている。前提問題型審査は、国及び州の法律又は法律的効力を有する行為の合憲性に関する訴訟で、原審の裁判官の提起による。主要問題型審査は、国が州の法律等に対して、また、州が国の法律等(又は他の州の法律等)に対して、その権限の瑕疵により不服を申し立てるものである。

憲法裁判所は、当初から前提問題型審査を中心に活発に活動し、設置から2017年までの合憲性審査に係る判決等の数は18,213件、そのうち違憲と結論付けたのは3,345件(18.4%、単純に平均すれば年間約54件)となっている。設置当初、憲法裁判所は、戦前の法律等を廃止し、新憲法の実現に精力的に努めるとともに、破棄院¹⁾によって認められ、通常裁判官の間に広まっていた統一的な法解釈、つまり「生ける法(diritto vivente)」が新憲法に適合していない場合の対応を迫られた。続いて、違憲判決は、戦後の

1) 破棄院は、戦前から存在する民事・刑事事件の最終審で、事実審理は行わず、法律審理のみを行う。

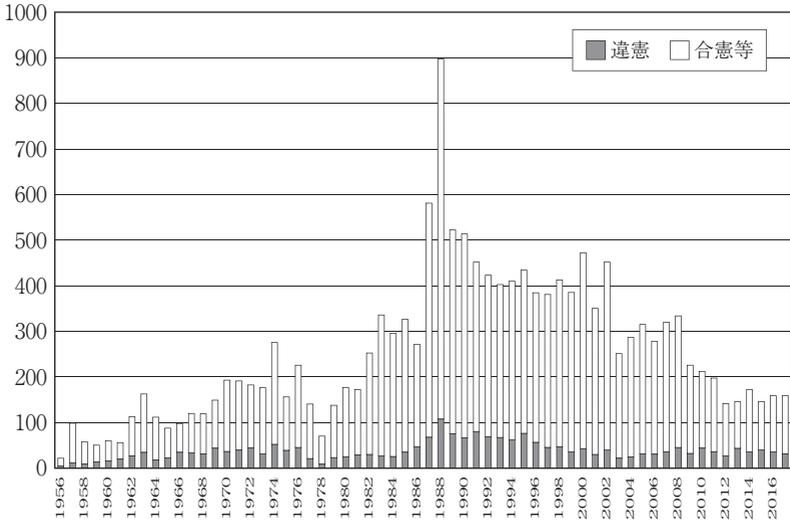
法律等を評価するものへと変化し、70年代後半から80年代前半にかけて、数量・割合ともに一旦減少している。ただし、この時期に操作的判決（sentenza manipolativa）と呼ばれる手法²⁾が定着しており、それは、憲法を規準に法律等の不備を積極的に補おうとするものであった。80年代後半から再び違憲判決は増加し、同年代末、憲法裁判所は、手続等の効率化によって、その時点の多数派が制定した法律等を審理の対象とすることになった。90年代後半から2000年前後まで違憲判決はまた徐々に減少し、そこから再び増加している。2003年以降の増加の主な原因には、主要問題型訴訟における違憲判決の増加が挙げられる。

合憲性審査における判決等の総件数（1956～2017年）

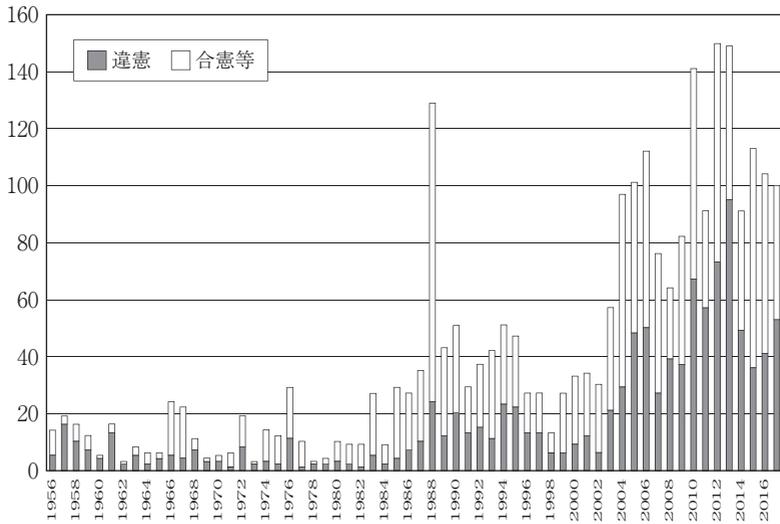


2) 具体的には、ある語句や文章等を問題となっている法文から削除する「一部認容判決」、法律等により定められるべき規定が欠けていることを違憲と宣言する「追加的判決」、規定の一部を削除し、すぐに適用可能な規定とするために不可欠な新たな規定をその代わりに追加する「代替的判決」等である。

前提問題型審査における判決等の総件数(1956年～2017年)



主要問題型審査における判決等の総件数(1956年～2017年)



2 人的・制度的特徴——積極性の背景

それでは、このような積極性の背景を人的・制度的特徴から考えてみたい。まず、イタリアでは、憲法裁判所の裁判官は、議会の合同会議、大統領、通常及び行政の最高司法機関により5名ずつ選任される。このうち、議会による選任は政治的な視点、大統領による選任は統治機構全体の視点³⁾、最高司法機関による選任は司法による視点を表すと解されている⁴⁾。憲法裁判所の裁判官に選任されるには、上級司法機関の司法官（退職者を含む）、大学の法律学の正教授又は20年の職歴を有する弁護士であることが求められ、通算では、司法官出身者の39%に対し、大学教授出身者が51%、弁護士出身者が10%という構成になっている。また、ここでも、それぞれの資格は、具体的な裁判経験、法の文化的基盤、法の体系的統合という各視点を表しているとされる⁵⁾。大学教授出身者に関しては、公法系が半数強を占め、残りを基礎法系、刑事法系、民事法系がほぼ三分している。司法官を選任するのは、大半が司法機関（破棄院、国務院、会計院⁶⁾）であり、それぞれが自身の構成員から選んでいる。議会による選任に際しては、合同会議の3分の2の多数（4回目の投票以降は5分の3の多数）の合意という高い要件が設けられている⁷⁾ことから、とりわけ90年代初頭まで、政党間の相互承認によるポスト配分が行われ（それゆえ政党との結び付きも強く）、国会議員経験者も多かった⁸⁾。大統領選任の裁判官も、90年代まで政党間の合意に沿った人選がなされてお

3) 大統領は、憲法上、統治機構全体の調停者としての役割を帯びている。

4) Gustavo Zagrebelsky e Valeria Marcenò, *Giustizia costituzionale*, 2. ed., Il Mulino, 2018, pp. 48-49.

5) *ibid.*, p. 49.

6) 国務院は行政事件を扱い、会計院は公会計に関する事項を扱う特別裁判所である。

7) L.Cost. 22 novembre 1967, n. 2, Modificazione dell'articolo 135 della Costituzione e disposizioni sulla Corte costituzionale, art.3.

8) つまり、政治的に無色な裁判官が選ばれるのではなく、5名の裁判官について、具体的には、キリスト教民主党に2名、社会党、共産党、その他の中道政党に各1名が割り当てられていた。

り⁹⁾、それ以降も政治的党派性自体は明らかであることが多い。政治的党派性が違憲判決の動向に与えた影響に関しては、90年代半ばから2000年代にかけて、大統領により中道左派に属する裁判官が続けて選任されたこと¹⁰⁾が、その後の中道右派政権に対する違憲判決を増加させた一因と考えられる。とはいえ、現在の構成を見れば、大学教授10名¹¹⁾と司法官5名となっており、党派的色彩は以前より薄くなっている。また、憲法裁判所の裁判官が中央の機関のみにより選出されること¹²⁾は、次節でも述べる国と州の間の権限配分をめぐる事案について、州の立法に対する違憲判決を多く生み出している一因と言えよう。

表1 議会選出分憲法裁判所裁判官(※ 網掛けは現職, † は長官経験者)

就任年	氏名	主な前職等
1955	CASSANDRO Giovanni	自由党書記長, 国民評議会議員, 大学教授(イタリア法制史)
	AMBROSINI Gaspare †	大学教授(憲法), 制憲議会議員, 下院議員
	JAEGER Nicola	大学教授(民事訴訟法)
	BRACCI Mario	大学教授(行政法), 国民評議会議員, 通商相
	CAPPI Giuseppe †	弁護士, 制憲議会議員, 下院議員
1959	BRANCA Giuseppe †	大学教授(ローマ法)(退官後, 上院議員)
1963	BONIFACIO Francesco Paolo †	大学教授(ローマ法)(退官後, 司法職高等評議会委員, 司法相, 上院議員)
1968	TRIMARCHI Vincenzo	大学教授(私法), 上院議員
	ROCCHETTI Ercole	弁護士, 下院議員
	CAPALOZZA Enzo	弁護士, 下院議員, 上院議員

9) 設置当初からコッシーガ大統領(1985年~1992年在任)選任分までを見れば、キリスト教民主党8名, 社会党5名, 自由党2名, 右派2名, 社会民主党2名, 共和党1名, 共産党1名, その他3名であった。

10) 具体的には、スカルフアロ大統領(1992年~1999年在任)とチャンピ大統領(1999年~2006年在任)による9名である。

11) 議会選任裁判官に下院議員経験者が1名, 大統領選任裁判官に首相経験者が1名含まれているものの, その主たる属性は大学教授である。

12) これに対して, 中道右派政権による2005年憲法改正案のように, 州が憲法裁判所の裁判官選任に関与するための改革も従来提案されている。

近年のイタリア憲法裁判所の動向に関する一考察（芦田）

1972	AMADEI Leonetto †	弁護士，制憲議会議員，下院議員
1976	ELIA Leopoldo †	大学教授（憲法）（退官後，上院議員，制度改革担当相，下院議員）
1977	BUCCIARELLI DUCCI Brunetto	破棄院評定官，下院議員
	REALE Oronzo	弁護士，国民評議会議員，下院議員，司法相，財務相
	MALAGUGINI Alberto	弁護士，下院議員
1982	GALLO Ettore †	弁護士，大学教授（刑法）
1985	DELL'ANDRO Renato	大学教授（刑事訴訟法），下院議員
1986	CAIANIELLO Vincenzo †	大学教授，國務院部長（退官後，司法相）
	CASAVOLA Francesco Paolo †	大学教授（ローマ法制史）
	SPAGNOLI Ugo	弁護士，下院議員
1991	MIRABELLI Cesare †	大学教授（教会法），司法職高等評議会委員
	GUIZZI Francesco	大学教授（ローマ法），司法職高等評議会委員，上院議員
1996	ONIDA Valerio †	大学教授（憲法）
	MEZZANOTTE Carlo	大学教授（憲法）
1997	MARINI Annibale †	大学教授（公法）（退官後，司法職高等評議会委員）
2002	DE SIERVO Ugo †	大学教授（憲法）
	VACCARELLA Romano	大学教授（民事訴訟法）
2005	MAZZELLA Luigi	破棄院付上席検事，公共機能相
	SILVESTRI Gaetano †	大学教授（憲法），司法職高等評議会委員
2006	NAPOLITANO Paolo Maria	國務院評定官
2008	FRIGO Giuseppe	弁護士，大学教授
2011	MATTARELLA Sergio	弁護士，大学教授，下院議員，公教育相，副首相，防衛相（退官後，大統領）
2014	SCIARRA Silvana	大学教授（労働法）
2015	MODUGNO Franco	大学教授（憲法）
	BARBERA Augusto Antonio	大学教授（憲法），下院議員，議会関係相
	PROSPERETTI Giulio	大学教授（労働法）
2018	ANTONINI Luca	大学教授（憲法）

出典：憲法裁判所サイト <<http://www.cortecostituzionale.it/>>等のデータを基に筆者作成

表 2 大統領選出分憲法裁判所裁判官 (※ 網掛けは現職, † は長官経験者)

就任年	氏名	主な前職等
1955	CASTELLI AVOLIO Giuseppe	大学教授, 制憲議会議員, 下院議員, 國務院部長
	CAPOGRASSI Giuseppe	大学教授 (法哲学)
	PERASSI Tomaso	大学教授 (国際法), 制憲議会議員
	AZZARITI Gaetano †	破棄院名誉院長, 司法相
	DE NICOLA Enrico †	弁護士, 下院議員, 国民評議会議員, 上院議員, 大統領
1956	PETROCELLI Biagio	司法官, 大学教授 (刑法)
1957	SANDULLI Aldo †	大学教授 (行政法) (退官後, 上院議員)
1960	MORTATI Costantino	大学教授 (憲法), 制憲議会議員
1961	CHIARELLI Giuseppe †	大学教授 (公法)
1966	OGGIONI Luigi	破棄院長
1968	CRISAFULLI Vezio	大学教授 (憲法)
1969	ROSSI Paolo †	大学教授 (刑法), 制憲議会議員, 下院議員
1973	ASTUTI Guido	大学教授 (イタリア法制史), 弁護士
	VOLTERRA Edoardo	大学教授 (ローマ法), 国民評議会議員
1977	PALADIN Livio †	大学教授 (憲法) (退官後, 州問題及び公共機能相, 州問題及び共同体政策相)
1978	ANDRIOLI Virgilio	大学教授 (民事訴訟法)
	LA PERGOLA Antonio †	大学教授 (公法), 司法職高等評議会委員 (退官後, 欧州政策調整相, 欧州議会議員)
1980	FERRARI Giuseppe	大学教授 (公法), 司法職高等評議会委員
1982	CONSO Giovanni †	大学教授 (刑事訴訟法), 司法職高等評議会委員 (退官後, 司法相)
1986	BALDASSARRE Antonio †	大学教授 (憲法)
1987	CHELI Enzo	大学教授 (憲法)
	MENGONI Luigi	大学教授 (民法)
	FERRI Mauro †	弁護士, 下院議員, 産業相, 欧州議会議員
1991	VASSALLI Giuliano †	弁護士, 大学教授 (刑法), 下院議員, 上院議員, 司法相
1995	ZAGREBELSKY Gustavo †	大学教授 (憲法)
1996	CAPOSTOSTI Piero Alberto †	大学教授 (公法), 司法職高等評議会委員
	NEPPI MODONA Guido	大学教授 (刑法・刑事訴訟法), 弁護士
	CONTRI Fernanda	弁護士, 司法職高等評議会委員, 社会相
2000	FLICK Giovanni Maria †	司法官, 大学教授 (刑法), 司法相

近年のイタリア憲法裁判所の動向に関する一考察（芦田）

2004	GALLO Franco †	大学教授（税法）、財務相
2005	SAULLE Maria Rita	大学教授（国際法）
	CASSESE Sabino	大学教授（行政法）、公共機能相
	TESAURO Giuseppe †	大学教授（国際法）、競争・市場保障委員会委員長
2009	GROSSI Paolo †	大学教授（中世・近代法制史）
2011	CARTABIA Marta	大学教授（憲法）
2013	AMATO Giuliano	大学教授（比較公法）、下院議員、上院議員、首相
2014	DE PRETIS Daria	大学教授（行政法）
	ZANON Nicolò	大学教授（憲法）
2018	VIGANÒ Francesco	大学教授（刑法）

出典：表1と同じ

表3 最高司法機関選出分憲法裁判所裁判官（※ 網掛けは現職、† は長官経験者）

就任年	氏名	主な前職等
1955	BATTAGLINI Ernesto	破棄院付上席検事、大学教授、司法職高等評議会委員
	GABRIELI PANTALEO Francesco	破棄院部長
	LAMPIS Giuseppe	破棄院部長
1956	MANCA Antonio	破棄院付検事長
1960	FRAGALI Michele	破棄院部長、大学教授
1962	VERZI Giuseppe	破棄院部長
1968	REALE Nicola	破棄院付検事長
1972	GIONFRIDA Giulio	破棄院部長、大学教授
1974	ROSSANO Michele	破棄院付検事長
1977	MACCARONE Arnaldo	破棄院部長
1981	SAJA Francesco †	破棄院付上席検事
1983	CORASANITI Aldo †	破棄院付上席検事（退官後、上院議員）
1984	GRECO Francesco	破棄院部長
1990	GRANATA Renato †	破棄院部長
1992	SANTOSUOSSO Fernando	破棄院部長、大学教授
1993	RUPERTO Cesare †	破棄院部長
1999	BILE Franco †	破棄院次長
2001	AMIRANTE Francesco †	破棄院部長

破棄院選任分

2002	FINOCCHIARO Alfo	破棄院部長	
2008	CRISCUOLO Alessandro †	破棄院部長	
2010	LATTANZI Giorgio	破棄院部長	
2011	MORELLI Mario Rosario	破棄院部長	
2017	AMOROSO Giovanni	破棄院部長	
1955	COSATTI Mario	会計院部長	会計院選任分
1963	BENEDETTI Giovanni Battista	会計院部長, 弁護士	
1975	DE STEFANO Antonino	会計院部長, 大学教授	
1984	BORZELLINO Giuseppe	会計院部長, 大学教授	
1993	VARI Massimo	会計院評定官, 弁護士	
2002	MADDALENA Paolo	会計院部長, 大学教授	
2011	CAROSI Aldo	会計院評定官	
1955	PAPALDO Antonino	國務院部長, 大学教授	國務院選任分
1968	DE MARCO Angelo	國務院部長	
1977	ROEHRSEN Guglielmo	國務院部長, 大学教授	
1986	PESCATORE Gabriele	國務院部長, 大学教授	
1995	CHIEPPA Riccardo †	國務院部長	
2004	QUARANTA Alfonso †	國務院部長, 弁護士	
2013	CORAGGIO Giancarlo	國務院長	

出典：表1と同じ

次に、イタリアでは、提訴の主体¹³⁾や要件等の制度及び運用を介して、憲法裁判所の扱う件数（違憲審査以外のものも含む。）は一定の数量にとどまっており（直近10年間の平均で年間329件）、裁判官の数が15名であるから、各裁判官の報告担当数は年間で約22件となる。このほか、重要な事件に集中する手段として、過去に示した内容と同じであることを理由に却下する場合等に用いられる「決定（ordinanza）」の場合には、本案判断に入らず、起案した内容に対する合議も原則として省略される¹⁴⁾。さらに、特定分野

13) 憲法裁判所に直接提訴できるのは、主要問題型訴訟における国又は州のみであり、前提問題型訴訟においては他の裁判所のみが当事者の意見を聞いて提訴できる。

14) ただし、判決と決定の比率は、2010年頃を境に逆転し、直近5年間は、判決が全体の

の事案について同一裁判官が報告担当裁判官になる運用¹⁵⁾も見られ、憲法裁スタッフの役割が限定的であること¹⁶⁾と併せ、件数の抑制は、裁判官自身の判断を促す（ひいては一定数の違憲判決にもつながる）側面があると考えられる。とはいえ、裁判官の投票による評決結果は公表されず、裁判官の個別意見も認められていない¹⁷⁾ため、裁判官個人の重要性は黙示的なものでもある。

このほか、憲法適合性審査を主として法律等施行の前後どちらで行うのか、立法者が適切な立法を行うことができる状況にあるのか、さらには（前者とも関係するが）制定される法律等の数など、広い意味で立法の状況と併せて考える必要があろう。また、我が国の違憲審査における消極性を説明する際に、憲法改正手続が厳格で、違憲判決がなされた場合に憲法改正できる環境になかったということが言われる。こうした憲法改正との関係については、イタリアの事例にも当てはまるところがある¹⁸⁾。

↘ 6割を超えている。

- 15) 報告担当裁判官は審理において重要な役割を果たし、その決定は憲法裁長官の裁量に委ねられている。さらに、報告と起案を通常は同一裁判官が担当する。
- 16) 裁判官は、自身の人脈により、調査助手（assistente di studio）を3名選任する。報告担当裁判官（起案裁判官）の調査助手は、判決の「事実」の部分にとどまらず、その判決文作成全般に関与する可能性もある。ただし、その属人的な性格により、日本の最高裁判所における調査官に比せば、判決に与える影響は限定的（間接的）と考えられる。なお、憲法裁判所長官に属する4名の調査助手は、担当裁判官に判決の修正等について助言を与える役割も果たしている。
- 17) こうした機密性も、評議の場における自由な意見表明を可能にするとともに、裁判官個人ではなく憲法裁判所としての判断を示すことができるという意味で、積極的な活動を支える要因の一つと考えられよう。
- 18) 例えば、政党の提出する候補者名簿に男女の候補者を交互に登載することを義務付けた1993年下院選挙法等のポジティブ・アクションを全て違憲とした1995年憲法裁判判決第422号（Sent. Corte cost., 6 settembre 1995, n. 422.）に対し、「この目的（平等な公職就任）のために、共和国は、適切な措置によって男女間の機会均等を促進する」という条項（憲法51条1項第2文）が憲法改正（2003年）により加えられている。高橋利安「女性の政治参画と法律によるクオータ制導入の合憲性——イタリアの事例」『修道法学』31巻2号（2009）696-720頁。つまり、違憲判決に対する立法者の対応として、逆に憲法を改正して、所期の政策目標を貫徹しようとするのが実際に行われている。

3 90年代以降の動向

イタリアでは、1993年の小選挙区制を中心とした混合型選挙制度の導入により政権交代を伴う二大政党連合制が90年代後半に定着して以降、憲法裁判所の裁判官自身の変容、違憲審査対象の同時代化と相俟って、活発な活動を通じた、政党の媒介者であった裁判官による政治の補完から、政治による決定に対して違憲判決を一定程度抑制する立場への転換が見られた。判決手法においても、80年代後半から、それまでの議会の持つ立法権侵害のおそれも批判された操作的判決のほか、違憲とされた規定を見直す際の非常に一般的な原則のみを示す「原則（原理）追加的判決」が用いられるようになっていく。

しかし、2001年の憲法改正¹⁹⁾等を受け、主要問題型訴訟の数が大きく増加している（2001年までの年間平均件数は約22件、2002年以降の年間平均件数は約97件）。そこでは、違憲判決も多く出され（直近10年間における違憲判決の割合は、50.4%）、憲法裁判所が、国と州の立法権限配分の実施において重要な役割を果たすようになっており、総じて国より州に厳しい姿勢をとることで一定の再集権化をもたらす結果となっている。

さらに、2010年代以降、憲法裁判所自体の政治的性格の高まりや、立法府と直接対話する傾向が指摘されている²⁰⁾。この背景には、政党システムの危機、その結果としての政府の弱体化、後述する多数派プレミアム付比例代表制の導入を軸とした選挙制度改革等の要因が、少数派の保護を含む憲法裁判所の介入をより必要としたことがあった。言い換えれば、多数決主義的な選挙制度の下、その時々多数派が自身の利害のために憲法を毀

19) 憲法117条は、国と州の間の立法権限配分に関して、従来、国の法律で定める基本原則の枠内で州が立法権を持つ事項を列挙していたのに対し、2001年改正後は、国が専属的立法権を持つ事項及び国と州が競合的立法権を持つ事項を列挙し、その他の事項については州が立法権を持つと規定した。また、州法に対する国の事前審査がなくなるなど、主要問題型訴訟のあり方も改められた。

20) Elena Malfatti, Saulle Panizza e Roberto Romboli, *Giustizia costituzionale*, 5. ed., Giappichelli, 2016, pp. 351-354.

損するのを防ぐという憲法裁判所の役割が認識されるようになった。このような憲法裁判所と立法府の関係を示す一つの事例が、選挙法をめぐる一連の憲法裁判所と議会の「対話」である。以下、Ⅱでは近年の注目される判決を素材としながら、憲法裁判所と議会、通常裁判所、EU 司法裁判所等との関係の一端を探ってみたい。

Ⅱ 近年の具体的事例

1 両院選挙法をめぐる議会との関係

(1) 前 提

2005年両院選挙法（2005年法律第270号）²¹⁾をめぐる争点となったのは、①最多得票した候補者名簿（又は候補者名簿連合）に対して、下院では全国レベル、上院では州レベルで、自動的に約55%の議席を与える「多数派プレミアム制」と、②有権者が候補者に対する選好を全く示すことのできない拘束名簿とされたことであった。前者の多数派プレミアム制に関しては当初から、（理論的には、非常に得票率の低い場合も含め）得票上の相対的な多数派を、議席上の絶対的な多数派に変換するものであるとの批判があった²²⁾。他方、後者の拘束名簿に関しては、戦後イタリアにおいて、比例代表制が採用された時期が長く、基本的に、有権者は政党＝候補者名簿を選択するものの、その際、名簿内の候補者の名前を併せて記入すること＝候補者に対する選好を示すこともしばしばできた（非拘束名簿）という経緯があった。

21) L. 21 dicembre 2005, n. 270, Modifiche alle norme per l'elezione della Camera dei deputati e del Senato della Repubblica. 2005年選挙法の詳細に関しては、拙稿「イタリアにおける選挙制度改革」『外国の立法』230号（2006）132-147頁を参照。

22) ただし、導入当時は、当時の政治状況を踏まえて二大政党連合（中道左派連合と中道右派連合）間での競合が想定されていた。実際にこの想定が大きく崩れたのは、5つ星運動の参入による2013年両院選挙以降である。

(2) 2014年憲法裁判判決第1号

憲法裁判所は、2014年判決第1号²³⁾において、得票要件なしに多数派プレミアムを配分することと、拘束名簿であることを違憲と判断した。特に、多数派プレミアム制は、比例性と合理性の面で問題があるとされた。当該判決によれば、実際に、多数派プレミアムの配分は、最低得票の条件を設けていなかったために、非常に得票率が低くても、相対的な多数派を、議席の面で絶対的な多数派に変えてしまい、相対多数の候補者名簿の行き過ぎた代表と、議会の代表性及び投票価値の平等原則の過度の抑圧をもたらした。過去の憲法裁判判決(1961年判決第43号²⁴⁾)においても、投票価値の平等原則は、選挙による機関の形成において、投票が同様の有効性をもって寄与することを求めている。多数派プレミアム制は、政府の安定という憲法上の重要な目標を追求するものであるとはいえ、その他の憲法的利益(国民主権の行使に関する憲法1条2項、法の前の平等に関する3条、投票の平等に関する48条2項、全国民の代表に関する67条)の犠牲と均衡が取れていないと判断された。

また、拘束名簿に関する規定も違憲と判断された。当該規定は、特に、候補者名簿提出の単位である選挙区の規模が非常に大きく、候補者名簿登載者が非常に多くなって有権者がそれを理解することが困難であり、その候補者名簿登載の順番(つまり、当選の順番)も完全に政党に委ねられており、さらに、全選挙区に重複立候補することが可能で、かつ、重複当選した場合に候補者(政党)が自由に選挙区を選べたことが問題とされた。憲法裁判所によれば、このような方法で議員が選出されることは、代表性の論理を傷つけ、憲法48条に基づく投票の自由に悪影響を及ぼすとともに、有権者の選択の自由を制限するものとされた。

ただし、違憲判決は、法律の一切の無効をもたらした訳ではなかった。憲法裁判所は、先行する判決(1993年判決第32号²⁵⁾)を応用して(とはいえ、

23) Sent. Corte cost., 4 dicembre 2013, n. 1 (2014).

24) Sent. Corte cost., 3 luglio 1961, n. 43.

25) Sent. Corte cost. 16 gennaio 1993, n. 32. 1993年の選挙制度に関する国民投票は、両院

実質的な改正主体は、国民から憲法裁判所に変容）、選挙法は憲法的に見て欠くべからざる法律であり、一部違憲判決の後に生じた法律は、即時適用可能なものでなければならないとした。そのため、憲法裁判所は、操作的判決の手法を採り、違憲判決の結果（立法者の措置を介さずに）生じた選挙制度は、多数派プレミアム制に関する規定を違憲としたことで純粋な比例代表制となり、かつ、「候補者に対する選好を有権者が表明するのを認めていない部分において」違憲とされたため、選好投票に関する規定は2005年選挙法になかったものの、（行政規則による技術的な修正のみで）選好投票が可能とされた。また、憲法裁判所は、判決の効果が、新たな選挙の際にのみ生じるものであって、既に行われた選挙結果や、2005年選挙法の下で選出された議会の活動を無効にするものではないとした。

（3）議会の対応

その後、議会は、下院選挙法を改正して（2015年法律第52号）²⁶⁾多数派プレミアム付与に得票率40%という要件を設け、40%に到達する候補者名簿がない場合は、上位2者で決選投票を行うこととした。また、選好投票を認

ゝともに比例代表制から小選挙区制中心の選挙制度への転換を実現させ、イタリアの政治体制を根本的に変革する契機となった。この国民投票は、既存の法律等を廃止するという本来のあり方に対して、法文の一部を削除して全く異なる内容の法律をつくり上げたという意味で、国民投票の本質に変化をもたらした。憲法裁判所も、選挙法が継続して有効であるという条件の下、不適當ではあるが禁止されてはいないとして（言い換えれば、補完するための規定が制定されるまで法的空白を生じるような設問は認められないが、自動的に適用されるような操作的請求は認められる。つまり、選挙法の一部を廃止し、その残りの部分がすぐに適用可能な状態になっているような設問であれば認められるという趣旨である）、この「操作的」請求を認めた（1993年判決第32号）。他方で、「人民の意思により廃止された法令の形式的又は実質的な復活の禁止（1990年判決第468号）」という制約の上で、この不適當さを改めるために措置するのは立法者の任務であるとした。Alessandro Gigliotti, *L'Ammissibilità dei referendum in materia elettorale*, Giuffrè, 2009, p. 82.

26) L. 6 maggio 2015, n. 52, Disposizioni in materia di elezione della Camera dei deputati. 2015年法の詳細に関しては、拙稿「立法情報イタリア 違憲判決を踏まえた下院選挙制度の見直し」『外国の立法』264-1号（2015）12-13頁を参照。

めるとともに、各選挙区の規模を小さくし、重複立候補も各名簿の筆頭候補者のみに限定した（ただし、重複当選した筆頭候補者は、当選選挙区を選択が可能）。他方、上院に関しては、州議会の間接選挙による地域代表に改める憲法改正案を可決した（ただし、2016年12月の国民投票により否決）。そして、憲法裁判所は、再び、この2015年下院選挙法の合憲性審査を求められた。

(4) 2017年憲法裁判決第35号

憲法裁判所は、2017年判決第35号²⁷⁾において、決選投票に関する規定と、重複当選した筆頭候補者が当選選挙区を選べる規定を違憲と判断した。また、2014年判決等と同様、憲法上欠くべからざる法律について、憲法裁判決の結果生じた内容は、そのまま適用可能とした。

決選投票に関して、憲法裁判所は、2014年判決と同様の制約を再び持ち出した。2015年法は、決選投票の際、複数の候補者名簿が新たに協力や連結をすることを認めておらず、新たな投票というよりは第1回投票の結果によるものとなっているが、決選投票は、投票とその結果の均衡という有権者の期待を生む比例代表制の論理に応える必要があった。そのような状況の下、政府の安定性という利益と議会の代表性の犠牲は、均衡がとれておらず、多数派プレミアム制は相対的多数しか得ていない候補者名簿の過大代表を作り出している。2015年選挙法は、得票要件なく、第1回投票の第1位及び第2位の候補者名簿に決選投票への参加を認めることにより、相対的に最多得票した政党に、場合によっては得票率の2倍に当たる議席を与える危険があり、これは、憲法48条に基づく投票価値の平等原則に反している。

さらに、複数の選挙区で当選した筆頭候補者が当選選挙区を自由に選べるという規定は、有権者の意思を損なうものと判断された。筆頭候補者が、立候補する選挙区及び当選する選挙区を選べることに加えて、間接的に異なる選挙区で誰が当選するか決められることは不適切で、憲法3条及

27) Sent. Corte cost., 25 gennaio 2017, n. 35.

び48条で保護されている投票価値の平等と（有権者が候補者を選ぶという）投票の属人性を損なっている。憲法裁判所は、複数選挙区で当選した筆頭候補者が当選選挙区を自由に選べるという規定が廃止された後も、違憲とされなかった規定を利用して、くじ引きにより当選選挙区を決められることを示すとともに、立法者の裁量で、より適切な別の方法を定めることもできると判示した。

そして、この判決の結果、下院選挙制度は、得票率40%に到達する候補者名簿があれば多数派プレミアムが発動し、当該名簿がなければ純粋な比例代表制で議席が配分され、かつ、重複当選した筆頭候補者がいる場合は、くじ引きで当選選挙区を決めるという制度となった²⁸⁾。ただし、議会は、2017年11月、新たな両院選挙法（2017年法律第165号）²⁹⁾を制定し、これが2018年両院選挙では適用された。

2 破棄院等との関係

(1) 概 観

続いて、国内の通常裁判所、中でも破棄院との関係を検討する。通常裁判所の頂点に立つ破棄院は、「法律の正確な遵守及び統一的な解釈」³⁰⁾を保障することを任務としており、事実審裁判官が法律の適用を誤ったと判断すれば、その判決を破棄することができる。そして、通常は、破棄院による法律解釈を適用して、部分的であれ訴訟をやり直すよう、他の事実審裁判官に差し戻す。そのため、破棄院が示した法律解釈は、他の通常裁判官

28) この2017年判決による選挙制度の詳細に関しては、拙稿「イタリア」大林啓吾・白水隆編『世界の選挙制度』（三省堂、2018）97-122頁を参照。

29) L. 3 novembre 2017, n. 165, Modifiche al sistema di elezione della Camera dei deputati e del Senato della Repubblica. Delega al Governo per la determinazione dei collegi elettorali uninominali e plurinominali. 2017年法の詳細に関しては、高橋利安「イタリアにおける新選挙法の成立——2つの憲法裁判決と憲法改正国民投票の否決を受けて」『修道法学』40巻2号（2018）471-488頁；拙稿「立法情報イタリア 上下両院選挙法の改正」『外国の立法』274-1号（2018）8-11頁を参照。

30) R.D. 30 gennaio 1941, n. 12, Ordinamento giudiziario, art.65.

が同様の事件を審理する際に従わざるを得ない先例となっている³¹⁾。これに対して、憲法裁判所が破棄院等と異なる法律解釈を（憲法に適合的な解釈として）提示する事例が以前から存在した。そこで、法律解釈をめぐる憲法裁判所との関係について、従来、破棄院がどのような見解を示しているのかをまず確認する。

(2) 破棄院の立場

破棄院は、1998年、通常裁判官に対する憲法裁判所の法律解釈の効果に関して、当該解釈が憲法と唯一両立可能であると同裁判所が証明しなかった場合、通常裁判官は憲法裁判所が否認した解釈に従わないという義務を負うものの、その他の解釈は全て可能であるとの解釈を示している³²⁾。他方、憲法裁判所が唯一の解釈であると証明した場合は、その解釈に従う義務を負う。ただし、破棄院は、法的拘束力はないものの、憲法裁判所の判決に先例としての効果及び否定しがたい説得的な価値を認め、通常裁判官は安易に反対することはできず、反対であればその理由を説明する義務を負い、憲法裁判所の解釈を受け入れない場合は、新たに合憲性の問題を提起する義務を負うと述べた。

これに対して、2004年、破棄院は、やや異なる立場を示した³³⁾。破棄院によれば、まず、通常裁判官に関する効果について、通常裁判官には憲法裁判所が否認した解釈に従わない義務が課されるのみで、その他の決定を受け入れるかは、通常裁判官の自主性に委ねられている。たとえ憲法裁判所の示した解釈と異なっていたとしても、憲法適合的な解釈がなされていれば、裁判官には自由に法律を解釈する権限及び義務があり、憲法裁判所の解釈はいかなる拘束力も持っていない。そして、破棄院は、通常裁判官

31) Augusto Barbera e Carlo Fusaro, *Corso di diritto costituzionale*, 4 ed., Il Mulino, 2018, pp. 500-501.

32) Sent. Corte Cass., Sez. Un. Pen., 16 dicembre 1998.

33) Sent. Corte Cass., Sez. Un. Pen., 17 maggio 2004.

に憲法裁判所の示した解釈に従う義務を課すことに異議を唱え、通常裁判官が憲法裁判所の解釈を共有し同じ解釈を行うようにする「先例」としての価値は当該解釈が説得力のある議論によって支えられている場合にのみ認められると主張した。なお、学説においても、憲法裁判所の解釈の効力は、憲法原理の実施の側面及び提示された解釈の実用性の側面に関して、同裁判所によって用いられた議論の質に委ねられるしかなく、それ自身の法的効力から生じるものではないとの指摘がある³⁴⁾。

この破棄院の変化の背後には、当時の憲法裁判所の状況があった。その状況とは、まず、憲法裁判所が、法律等の合憲性審査を提起した通常裁判官に対して、当該法律等の憲法適合的解釈を探し優先させたかを証明するよう求め、証明していなければ、訴えを「明白に不適法」と判断するようになったことである。つまり、もし憲法適合的解釈が理論上可能であれば、訴えは常に却下されることになる。さらに、憲法裁判所の望む意味が、訴えられた法文に反しないまでも、そこから明白には出てこないような場合に、解釈的棄却判決³⁵⁾を用いて「創造的」な解釈が示されることもあった³⁶⁾。そして、憲法裁判所は、通常裁判官を説得できないか、訴えられた法文が憲法裁判所の憲法適合的と考える一定の解釈を認めないとき、認容（違憲）判決に訴えることができる³⁷⁾。こうした一連の手法等³⁸⁾は、

34) Andrea Pugiotto, *Le metamorfosi delle sentenze interpretative di rigo*, *Corriere giuridico*, 2004, p. 987.

35) 解釈的棄却判決とは、判決理由で示された意味において、訴えられた規定から憲法と両立可能な規範を引き出すことができるため（つまり、憲法裁判所によって合憲解釈が可能であるため）、合憲性の問題に理由がないとして、棄却するものである。

36) 例えば、2006年憲法裁判決第140号（Sent. Corte cost., 3 aprile 2006, n. 140.）は、1985年法律第113号「視力のない電話交換手の就業及び労働関係に関する規律の改定」（L. 29 marzo 1985, n. 113, Aggiornamento della disciplina del collocamento al lavoro e del rapporto di lavoro dei centralinisti non vedenti.）の一部が憲法3条及び36条に違反しているとの訴えに対し、合憲性の問題に理由がないとして却下した。

37) こうした意味で、憲法裁判所と通常裁判所の関係は、違憲判断という最終的な解決法を備えた協働関係にあると捉えられようか。

38) さらに、統治機構内部で憲法裁判所がその役割を確立したことや司法官の成熟、現

憲法裁判所の優位に資するものと考えられる³⁹⁾。

(3) 憲法裁判判決遵守の「揺らぎ」

(a) 反対解釈の事例

実際に、憲法裁判所の法律解釈に対して、通常裁判官がそれとは異なる解釈や、拡張した解釈を行う場合も一部で見られる。前者は、まさに、上述した2004年の破棄院判決が該当する。同判決以前から、破棄院と憲法裁判所は、刑事訴訟法上の保全拘置期間の計算方法をめぐり意見が相違していた。同法303条2項⁴⁰⁾が、訴訟の各段階について定められた拘置期間は手続の差戻しの場合に「新たに」始まると規定しているのに対して、憲法裁判所は、差戻し以前の段階における拘置期間を、手続が差戻された段階における拘置期間に加えることにより、拘置期間全体を短縮する解釈を提示した⁴¹⁾。

その後、破棄院は妥協的な解釈を試みたが、憲法裁判所がそれを認めなかったため、上述した2004年の破棄院判決は、憲法裁判所により憲法適合的でないと言われたにもかかわらず、法規定の文言に従い、段階ごとに拘置期間を開始する計算方法を適用した。なお、これを受けた憲法裁判所は、保全拘置期間の計算方法について、刑事訴訟法303条2項を、手続が差戻された段階又は審級とは異なる段階又は審級において経過した保全拘置期間を、最長の保全拘置期間の一部として算入できなくしている部分において、つまり、以前に憲法裁判所が示した解釈を妨げている部分を、違憲と判断した⁴²⁾。

↘行憲法による新たな価値の浸透等の事情も挙げられよう。

39) ただし、前提問題型訴訟が通常裁判官からの提起がなければ開始されないこと等にかんがみれば、通常裁判官のある種の権限の大きさは指摘できよう。

40) 同項は、「破棄院による破棄差戻し又はその他の理由により、手続が異なる公判の特定の段階若しくは審級又は他の裁判官に差戻された場合には、差戻し等を命じる裁判の日又はその後の保全拘置の執行から、それぞれの段階又は審級に従って、第1項に規定する期間が新たに進行する」と規定していた。

41) Sent. Corte cost., 7 luglio 1998, n. 292.

42) Sent. Corte cost., 7 luglio 2005, n. 299.

(b) 拡張解釈の事例

後者の拡張解釈の事例としては、同性カップルの権利に関する破棄院判決が挙げられる。憲法裁判所は、2010年、イタリアの法制度における「婚姻」が異性間の結合のみを指していると解釈した⁴³⁾。そして、同性間の結合は婚姻と同質とは考えられず、両者の区別は非合理的とは認められないため、同性間で婚姻の契約締結を認めていないことは、憲法3条（法の前の平等）及び29条（家族の権利の保障及び婚姻における両性の平等）の違反には当たらないと判断した。また、訴えは、憲法2条（個人としての人間の不可侵の権利、人格発展の場としての社会組織における人間の不可侵の権利）等の違反についても言及していたが、憲法裁判所は、訴えが法令の定める要件を満たしておらず不適法であると判断した。ただし、強制力はないものの、同性間の結合は憲法2条に言う社会組織の中に位置付けることができ、当該結合を規律するのは立法者の裁量であるとの指摘を行った。

これを踏まえ、破棄院は、2012年、憲法裁判所が上記判決で言及したような立法者の裁量による措置のほか、憲法2条を根拠に、特定の状況において、「家庭生活」の権利を持つ者として⁴⁴⁾、同性カップルが、婚姻カップルに法律が保障しているのと同じ取扱いを求める権利を主張するために通常裁判官に訴える権利、そして、そのような取扱いを保障していない部分において現行法の違憲性に対する異議を申し立てる権利を持ち得ると認めた⁴⁵⁾。破棄院は、イタリアにおける欧州人権条約の参照や、社会状況の変化の下、同性カップルの安定的な関係は、異性カップルと同等に「家庭生活」についての保護を受けなければならないとも指摘している。

43) Sent. Corte cost., 14 aprile 2010, n. 138.

44) この背景にあるのは、私生活及び家庭生活の尊重についての権利を規定した欧州人権条約8条とそれに関連した欧州人権裁判所の判決である。

45) Sent. Corte Cass., Sez. I Civ., 15 marzo 2012. ただし、本件で争われた外国で締結された同性間の婚姻の登記については（婚姻の不存在や無効によるのではなく）、同性婚を認めていないイタリアの法体系において法的効果を生じるのに適さないために不可能と判示した。

なお、その後、憲法裁判所は（、異性間で行われることが婚姻の本質的要素であること、また、欧州人権条約上の諸権利との関係に関しては、欧州人権裁判所が同性カップルの保護の形式については各国の立法者の裁量に委ねていると指摘しつつも）、憲法2条との関係において、一方の当事者の性別が変更された際、両当事者が望むならば、婚姻とは別の当該当事者の権利及び義務を適切に定めた形式により、法的に保護されたカップルの関係を維持することを認めていない法令の規定を違憲と判断した⁴⁶⁾。そして、立法者は、2016年に、同性間の民事的結合に一定の権利を付与する法律⁴⁷⁾を制定した。

3 EU 司法裁判所との関係

(1) EU 司法裁判所への先決裁定請求

憲法裁判所は、2008年、初めて EU 司法裁判所に先決裁定請求⁴⁸⁾を行った⁴⁹⁾。先決裁定請求は、EU 司法裁判所の解釈に憲法裁判所を従属させ、憲法裁判所の正当性を脅かすとも考えられるものであるが、憲法裁判所によれば、主要問題型訴訟において、自身がその対象について判決を下せる唯一の主体であり、もし先決裁定請求ができないとすれば、EU 法の統一的適用による公的利益を大きく損なう結果になるとした。

他方、原審裁判官がいる前提問題型訴訟において、憲法裁判所の先決裁定請求が最初に行われたのは、2013年のことである⁵⁰⁾。その後、憲法裁判所は、いわゆる「対抗限界」論⁵¹⁾との関係でも注目された一連の「対話」

46) Sent. Corte cost., 11 giugno 2014, n. 170.

47) L. 20 maggio 2016, n. 76, Regolamentazione delle unioni civili tra persone dello stesso sesso e disciplina delle convivenze. 2016年法律第76号の内容と成立の経緯に関しては、拙稿「イタリアにおける同性間の民事的結合（シビル・ユニオン）及び共同生活に関する新たな法律」『外国の立法』270号（2016）50-70頁及びそこに掲げた参考文献を参照。

48) 先決裁定請求とは、EU 運営条約267条に基づき、EU 法の適用や有効性について、EU 加盟国の国内裁判所が EU 司法裁判所に判断を求める手続である。

49) Sent. Corte cost., 13 febbraio 2008, n. 102.

50) Ord. Corte cost., 3 luglio 2013, n. 207.

51) 「対抗限界」論とは、共和国憲法の基本原則及び不可侵の人権に適合しない EU 法のメ

（後述(a)～(d)参照）を EU 司法裁判所との間で行っている。

(a) 2015年 EU 司法裁判判決

発端は、EU 司法裁判所の2015年9月8日判決⁵²⁾である。同判決は、次のように判示した。①犯罪の時効に関するイタリアの国内法規定（刑法160条最終項及び161条⁵³⁾）は、同規定が、EU の財政的利益を侵害する重大な詐欺の相当数の事例において実効的かつ抑止的な刑罰を科すことを妨げる場合、又は、関係する EU 加盟国の財政的利益を侵害する詐欺の事例について、EU の財政的利益を侵害する詐欺の事例よりも長期の時効期間を定めている場合、（EU の財政的利益を侵害する詐欺について規定する）EU 運営条約325条1項及び2項により加盟国に課された義務を危険にさらすものである。②そのため、国内裁判官は、必要に応じ、EU 運営条約325条1項及び2項により課された義務を加盟国が遵守することを妨げる効果のある国内法規定を適用しないことにより、同項が十分な効果を持つようにしなければならない。③本件で問題となった付加価値税に関する犯罪に対して、刑法160条最終項及び161条に基づく時効は、適用されるべきではない。

しかし、イタリアの破棄院刑事第3部及びミラノ控訴院⁵⁴⁾は、2015年判決が解釈するようにEU 運営条約325条1項及び2項を批准し施行してい

ㄨ規定を国内法秩序から排除することが認められるとするものである。その詳細な分析に関しては、江原勝行「イタリア憲法——超国家的・国際的法規範の受容と主権の制限の意味」中村民雄・山元一編『ヨーロッパ「憲法」の形成と各国憲法の変化』（信山社、2012）111-118頁を参照。

52) Sent. Corte Giustizia U.E., 8 settembre 2015, C-105/14. 本件に係る EU 司法裁判所判決を解説した先行研究として、西連寺隆行「EU 判例研究(9) 重大な VAT 詐欺に対して刑事罰を科す EU 構成国の義務」『法律時報』88巻10号（2016）106-109頁；小野昇平「国内裁判所による『対抗限界』論適用の国際法上の意義に関する一考察——欧州連合司法裁判所 Taricco I・II 事件先決裁定を素材として」『青森法政論叢』19号（2018）18-35頁；中西優美子「Taricco 事件をめぐるイタリア国内裁判所と EU 司法裁判所の対話（II（6）」『自治研究』94巻9号（2018）110-122頁。

53) 刑法160条最終項及び161条（2項）は、中断があった場合に時効を延長できる期間の上限について規定している。

54) 控訴院は、法廷が3名の裁判官で構成される第2審裁判所である。

る部分において、リスボン条約批准施行法である2008年法律第130号2条の合憲性に疑義があるとして、憲法裁判所に提訴した。そこでは、当該規定が、憲法3条(法の前の平等)、11条(主権の制限)、24条(裁判を受ける権利)、25条2項(刑罰法規の不遡及)、27条3項(刑罰の原則)、101条第2項(裁判の原則)、中でも罪刑法定主義との抵触が疑われるとされた。

(b) 2017年憲法裁決定第24号

この提訴に対して、憲法裁判所は、次のように指摘した⁵⁵⁾。①(問題となっている)時効に関する法制度は、イタリアの法体系において、憲法25条2項⁵⁶⁾に規定する罪刑法定主義に従うものである。また、罪刑法定主義は、個人の不可侵の権利を守るために置かれた、イタリアの法体系における至高の原則を表している。②EU 運営条約325条の規定は、EU 加盟国の憲法の特長(至高の原則)と両立可能である場合にのみ適用可能であり、この両立が可能であるか確認し、不可能であれば同325条の規定のイタリアにおける適用を排除するのが憲法裁判所の任務である⁵⁷⁾。③2015年判決以前において、刑法160条最終項及び161条2項が相当数の事例においてEU に損害をもたらしている重大な詐欺の不処罰又は同一取扱原則の違反をもたらしている場合に、EU 運営条約325条が当該刑法規定の不適用を裁判官に命じていると予測することは合理的に不可能であった(刑罰適用の遡及性)。また、刑罰の時効に必要な期間の算定に関しては十分に明確な(determinate)法規定により定められなければならない(適用される法律の明確性⁵⁸⁾)⁵⁹⁾が、2015年判決は曖昧なものにとどまっている⁵⁹⁾。

55) Ord. Corte cost., 23 novembre 2016, n. 24 (2017).

56) 憲法25条2項は、「何人も、その行為がなされる以前に施行された法律によるのであれば、処罰されない」と規定している。

57) 憲法裁判所は、以前から、EU 法が共和国憲法の基本原則及び不可侵の人権に反する場合には、EU 基本条約施行法の違憲審査権を行使することに言及していた。Sent. Corte cost., 22 ottobre 1975, n. 232.

58) 憲法裁判所は、刑罰法規が十分に明確でなければならないことは、EU 加盟国の共通の憲法伝統であり、EU 法の一般原則であるとも指摘している。

59) 問題となるのが、EU の財政的利益を侵害する「重大な」詐欺の「相当数の事例」にメ

こうした検討を踏まえ、EU 運営条約325条について、その適用が破棄院等の示した問題を避けられないのか、それとも、罪刑法定主義と衝突を生じさせないような解釈を採ることができるのか、まず確定させる必要があるとして、憲法裁判所は、EU 司法裁判所に先決裁定請求を行った。

当該請求は、EU 運営条約325条1項及び2項について、①2015年判決における適用が十分に明確な法的基礎を欠くものであれ、②EU 加盟国の法体系において、時効が、本質的な刑法規定の一部であり、罪刑法定主義に従うものであれ、③2015年判決における適用がEU 加盟国の憲法秩序の至高の原則又は個人の譲渡できない権利に反するものであれ、相当数の事例においてEUの財政的利益に損害をもたらしている重大な詐欺の処罰を相当数妨げているか、又は、国の財政的利益を侵害する詐欺よりEUの財政的利益を侵害する詐欺により短期の時効期間を定めている国内法の時効関連規定を適用しないよう、裁判官に命じていると解釈できるか否かを問うものであった。

(c) 2017年 EU 司法裁判決

この訴えを受けて、EU 司法裁判所は、2017年12月5日判決⁶⁰⁾で次のように判示した。EU 運営条約325条1項及び2項は、付加価値税に関する犯罪に係る刑事手続において、EUの財政的利益を侵害する重大な詐欺の相当数の事例において実効的かつ抑止的な刑罰を科すことを妨げているか、又は、関係するEU加盟国の財政的利益を侵害する詐欺よりEUの財政的利益を侵害する詐欺により短期の時効期間を定めている、時効に関する国内法の規定を適用除外する義務を国内裁判官に課するという意味で解釈されなければならない。ただし、このような適用除外が、適用される法律の不十分な明確性、又は、犯罪の行為時点で有効であったものより厳格な刑事責任を課す法の適及的適用のために、罪刑法定主義の侵害をもたらす場合を除く。

↘において、実効的で抑止効果のある刑罰を科すことを妨げている場合、という要件である。

60) Sent. Corte Giustizia U.E., 5 dicembre 2017, C-42/17.

(d) 2018年憲法裁判第115号

2017年判決を踏まえ、憲法裁判所は、2018年、破棄院等の提訴を理由のないものと結論づけるとともに、時効関連の国内法を適用除外とするためには、2015年判決による義務 (regola Taricco) と、イタリアの憲法秩序における至高の原則であり、かつ、EU法の要点でもある明確性の原則とが両立可能であることを国内裁判官が示さなければならないとした⁶¹⁾。そして、刑事に関する明確性原則の違反は、例外なく、2015年判決の求める国内法の適用除外がイタリアの法体系において認められるのを阻む要因となることを確認した。

(2) 二重の先決問題への対応

また、憲法裁判所は、2017年判決第269号⁶²⁾において、憲法により保護される権利とともに、EU基本権憲章により保障される権利に関して正当性が問われる場合 (つまり、二重に先決問題に関わる場合) について、同憲章の典型的に憲法的な特徴にかんがみ、通常裁判官は、合憲性問題を憲法裁判所に提起しなければならないと述べた。ただし、EU法の解釈又は効力に係る先決裁定請求がEU司法裁判所に行われる場合は、除外される。この判決は、通常裁判官の権限に制約を加えるとともに、法律審査に係る憲法裁判所の権限を拡大するものと言えた。

おわりに

Iで確認したとおり、イタリアにおいては、憲法裁判所型の特性とともに、憲法裁判官の選任方法、同裁判所の業務量や決定のあり方、合憲性統制を事前に行うか事後に行うかといった制度全体の設計とその運用が、立法者の状況といった各時期の情勢と併せて、違憲審査の度合い (積極性)

61) Sent. Corte cost., 10 aprile 2018, n. 115.

62) Sent. Corte cost., 7 novembre 2017, n. 269.

に影響を与えていることがうかがえる。そのような背景の下、憲法裁判所は、（判決手法等の面で）成熟した一面を徐々に示しながらも、州法や EU 法の重要性の増大に加え、近年の政治状況を踏まえて、イタリアの「立法」に対する実質的な協働者として活動を活性化させ、大きな影響を及ぼしている。

Ⅱでは、近年の注目される憲法裁判所の判決等を軸として、非常に限定的ながら、議会、通常裁判所、EU 司法裁判所との関係を検討した。その要点をまとめれば、次のとおりである。① 両院選挙法という特殊な題材ではあるものの、議会との実質的な直接対話が行われた両院選挙法をめぐる憲法裁判決については、立法措置なしで適用可能という点が注目された。この点は、いわば憲法裁判所の「独話」的側面とも言えるが、立法者の法改正による見直しも同時に想定しており、選挙法改正に実効性を持たせるための方策と解することもできるように思われる。② 憲法裁判所と破棄院を始めとする通常裁判所との関係は、基本的に協働関係にあると考えられるが、時に後者が前者の法律解釈と異なる解釈や拡張した解釈を行う事例が見られる。その中には、EU レベルを含むいわば多元的な憲法状況の下、破棄院が、欧州人権裁判所の判決を参照して憲法裁判決を拡張する事例も見られた。③ EU 司法裁判所との関係については、近年の EU 統合の深化等を踏まえ、憲法裁判所は、それまでの距離を置いた対話ではなく、先決裁定請求を介した直接対話の開始といった適応を見せている。他方、直近の憲法裁判決の中には、憲法上の諸権利と EU 基本権憲章上の諸権利の重なりを背景に、前者と関連する限りにおいて後者に関しても、憲法裁判所自身が判断主体として適当と主張するものもある。

このように、憲法裁判所は、憲法を軸とした様々な機関との「対話」を通して、法律解釈にとどまらず、時には新たな法律の制定にも関与するなど、その役割は広がりを見せている。

参考文献 (注に掲げたものは除く。)

- 井口文男「合憲性判断の手法とその拘束力」大石眞・土井真一・毛利透編『各国憲法の差異と接点：初宿正典先生還暦記念論文集』（成文堂，2010）359-381頁。
- 大越康夫「イタリア憲法裁判所の50年」『東京国際大学論叢 国際関係学部編』18号（2012）53-69頁。
- 櫻本正樹・ジョルジョ・ファビオ・コロンボ「イタリアにおける司法アクセス」大村雅彦編『司法アクセスの普遍化の動向』（中央大学出版部，2018）283-326頁。
- 曾我部真裕・田近肇編『憲法裁判所の比較研究——フランス・イタリア・スペイン・ベルギーの憲法裁判』（信山社，2016）。
- 高橋利安「イタリア共和国」畑博行・小森田秋夫編『世界の憲法集』（有信堂，2018）17-42頁。
- 田近肇「イタリア共和国憲法」初宿正典・辻村みよ子編『新解説世界憲法集』（三省堂，2017）129-164頁。
- 内藤光博「イタリア憲法の特質と憲法裁判制度」『専修大学法学研究所所報』18号（1999）10-28頁。
- 永田秀樹「イタリアの憲法裁判」阿部照哉・高田敏編『現代違憲審査論：覚道豊治先生古稀記念論集』（法律文化社，1996）214-236頁。
- L. ファヴォルー（山元一 訳）『憲法裁判所』（敬文堂，1999）。
- 法務大臣官房司法法制調査部編『イタリア刑事訴訟法典』（法曹会，1998）。
- 拙稿「イタリア憲法裁判所の特質と近年における変化」『比較法研究』75号（2013）309-327頁。
- 同「合憲性統制の日伊比較試論」Andrea Ortolani (a cura di) *Diritto e giustizia in Italia e in Giappone: Problemi attuali e riforme*（イタリアと日本における法と司法——直面する課題と将来的展望——），Libreria Editrice Cafoscarina, 2015, pp. 13-28.
- 同「憲法適合的解釈についての比較法的検討 イタリア」『比較法研究』78号（2017）74-87頁。
- Azzariti, G., *Appunti per le lezioni - Parlamento, Presidente della Repubblica, Corte costituzionale*, Giappichelli, 2010.
- Balduzzi, R., Cavino, M., Luther, J. (a cura di), *La Corte costituzionale vent'anni*

dopo la svolta, Giappichelli, 2011.

- Carnevale, P. e Colapietro, C. (a cura di), *La giustizia costituzionale fra memoria e prospettive : a cinquant'anni dalla pubblicazione della prima sentenza della Corte costituzionale*, Giappichelli, 2008.
- Cassese, S., La giustizia costituzionale in Italia: lo stato presente, *Rivista trimestrale di diritto pubblico*, 2012, n. 3, pp. 603-624.
- Celotto, A., *La Corte costituzionale*, il Mulino, 2004.
- Grosso, E., “Parlamento e Corte costituzionale”, Violante L. (a cura di), *Il Parlamento*, G. Einaudi, 2001, pp. 443-483.
- Lamarque, E., “Chi sono gli assistenti di studio dei giudici costituzionali”, D'Amico M. e Randazzo B. (a cura di), *Alle frontiere del diritto costituzionale : scritti in onore di Valerio Onida*, Giuffrè, 2011, pp. 1065-1086.
- 一, *Corte costituzionale e giudici nell'Italia repubblicana*, Laterza, 2012.
- Morrone, A., *Il diritto costituzionale nella giurisprudenza*, 6. ed. CEDAM, 2016.
- Pederzoli, P., *La Corte costituzionale*, il Mulino, 2008.
- Ruggeri, A. e Spadaro A., *Lineamenti di giustizia costituzionale*, 4. ed., Giappichelli, 2009.
- Servizio studi della Corte costituzionale, *Relazione sulla giurisprudenza costituzionale* (annuale)
- Sito della Corte costituzionale della Repubblica Italiana <<http://www.cortecostituzionale.it/>>
- Sito del Normattiva <<http://www.normattiva.it/>>

【付記】 本稿執筆にあたり、執筆の機会を与えてくださった市川正人先生及び谷本圭子先生、並びに、本稿の基となる報告を行った立命館大学最高裁研究会（科学研究費基盤研究(B)「現代民主主義の構築における司法の役割と国民的基盤——司法行動・制度改革の実証的研究」）において、有益なコメントをいただいた諸先生方に心より感謝を申し上げます。また、本稿の意見にわたる部分は、筆者の私見である。